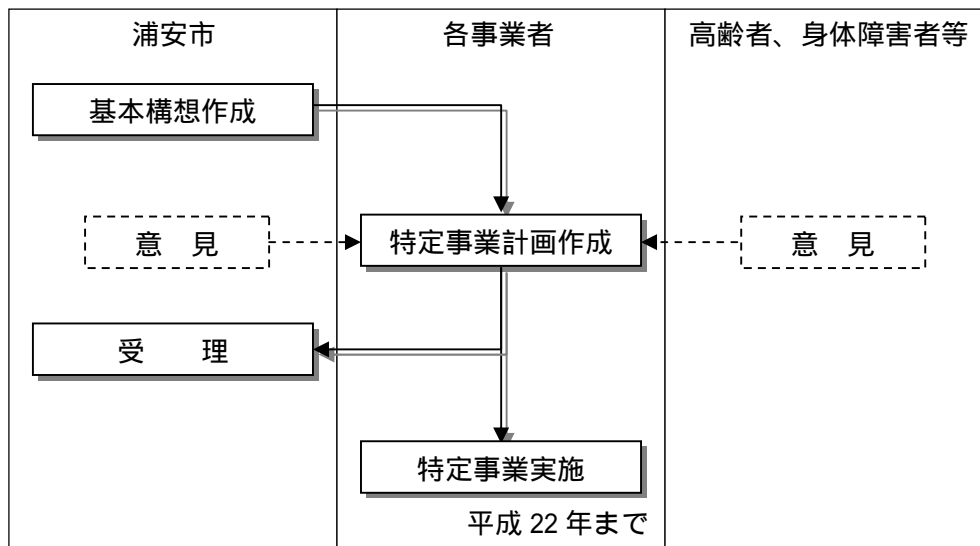


5 . 基本構想の実現に向けて

1) 特定事業計画、特定事業の実施

基本構想が作成されると、基本構想に基づき各事業者により特定事業（公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業）が進められます。特定事業実施に際しては特定事業計画の作成が必要であり、高齢者、身体障害者等の意見反映の努力義務や基本構想を作成した市や関係事業者へ意見を求めることが交通バリアフリー法で定められています。

よって、浦安市交通バリアフリー基本構想作成後は、各管理者毎に関係者との十分な意見交換を行い特定事業計画を作成するものとし、その計画に基づき平成 22 年までに特定事業を実施することとします。



2) 事業内容に関する評価

事業は特定事業者により進められていくこととなります。しかし、「施設があっても使えない」という状態は、これまでのバリアフリー事業の反省点でもあります。そこで、真に利用者が求める手戻りのない効果的な特定事業（バリアフリー事業）を推進するために、特定事業者は、特定事業計画作成段階、事業実施段階に高齢者や身体障害者等を含む利用者参加のもと評価の実施に努めるものとしします。

この評価は事業者の自主的な取り組みが基本となりますが、浦安市は事業者からの要請に基づき積極的な支援を行ってまいります。

3) 推進体制の整備

基本構想を作成した浦安市の責任として、各事業の進捗状況を把握し必要に応じて意見をすることが必要であります。基本構想は市民、学識経験者等を委員とした協議会で決定したものであるため、継続して推進委員会等を設置し、特定事業の進捗状況の把握や特定事業に対する意見を求めていきたいと考えています。